

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年12月15日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

郵便番号 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市総務局広報部広報課クロスメディア広報担当係（電話011-211-2036）
メールアドレス cross-media@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 海外来客者向け贈呈用シティプロモーションブック制作業務
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4年～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が下記のいずれかであること。
 - ア 「一般サービス業」の「その他サービス業」
 - イ 「製造業」の「出版・印刷業」または「その他製造業」
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ
- (2) 入札説明書の交付及び契約条項を示す場所
この告示の日から入札書の提出期限の前日まで、札幌市公式ホームページ「総務局広報部競争入札等情報」のページ（<https://www.city.sapporo.jp/koho/keiyaku/nyusatsu.html>）に掲載する。
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 持参又は送付による提出とする。電送等によるものは受け付けない。
 - イ 入札書は封筒に入れ封印し、封筒に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「海外来客者向け贈呈用シティプロモーションブック制作業務の入札書在中」と記載すること。
また、送付の場合は二重封筒とし、外封筒にも氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札書在中の旨を記載すること。
 - ウ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

- (4) 入札書の提出期限
令和7年12月22日(月)16時00分まで(必着)
- (5) 開札の日時及び場所
令和7年12月22日(月)16時10分
札幌市役所本庁舎11階 広報課事務室(札幌市中央区北1条西2丁目)

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であることを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格(物品・役務)に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

- (6) その他 詳細は入札説明書による。